

鳥取県暴力団排除条例の一部改正について

改正(案)について、皆様のご意見をお寄せください。

鳥取県暴力団排除条例とは

本条例は、社会全体で暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日施行、運用されています。

この度、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、以下の改正を行うこととしました。

1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域が拡大されます。

現行の規制は

学校、公民館等保護対象施設の周囲
200m以内の事務所開設・運営禁止

+

改正後

都市公園法第2条に規定する
都市公園（県内314箇所）
を追加

違反者には

直接罰

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

現行の規制は

都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における事務所開設・運営禁止

+

改正後

都市計画法第8条に規定する
・近隣商業地域、商業地域
・準工業地域、工業地域
を追加

違反者には

新設

違反者には、中止命令
中止命令に違反した者は、罰則（間接罰）
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受が禁止されます。

(1) 暴力団排除特別強化地域

鳥取市弥生町周辺地域、米子市朝日町周辺地域及び皆生温泉三丁目の一部地域

(2) 特定営業者

暴力団排除特別強化地域内の風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、風俗案内所等

(3) 暴力団排除特別強化地域内における禁止行為

ア 特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為

イ 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務を提供し、特定営業者から用心棒料等の利益供与を受ける行為

直接罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金：暴力団員、特定営業者の双方に適用）

違反者には ※積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては、自首減免規定を適用（暴力団員には自首減免規定の適用無し）

3 立入検査等の規定が新設されます。

新設

都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設又は運営の疑いがあると認めるときは、

説明・資料の提出の求め

建物への立入り

物件の検査

暴力団員等への質問

が可能となります。

資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等には

直接罰

20万円以下の罰金
【新設】

鳥取県暴力団排除条例改正検討中の各項目

1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大

(1) 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加 (第13条)

周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加

※罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域に都市計画法に規定する商業地域、工業地域等の追加及び違反者に対する中止命令の新設 (第14条)

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設

※罰則・・・中止命令に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止 (第21条の2～4) 【新設】

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、当該地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設

※みかじめ料とは、特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として支払う金品等

罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用

3 立入検査等を規定 (第23条) 【新設】

公安委員会は、1(2)に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設

※罰則・・・資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者は20万円以下の罰金

条例案の閲覧方法

・県警本部ウェブページで閲覧できるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館でも閲覧できます。
・郵送をご希望される方は、〈応募、問い合わせ先〉までご連絡ください。

応募方法

・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）でも応募できます。
・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

・いただいたご意見については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

〈応募、問い合わせ先〉

〒680-8520

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部組織犯罪対策課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ0857-23-0110

電子メール

k_sohantai@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県暴力団排除条例」の一部改正案 に対する意見記入用紙

【応募方法】

- ・提出される様式は自由ですが、この用紙もご利用いただけます。
- ・郵送、ファクシミリ、鳥取県ホームページの応募フォームで応募できます。

【お問い合わせ・応募先】

鳥取県警察本部 組織犯罪対策課 暴力団排除対策係

〔住所〕 〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

〔電話〕 0857-23-0110(代表) 〔FAX〕 0857-23-0110

※電話での「ご意見」に対しましては、対応致しかねます。

ご意見記載欄

※ ご協力ありがとうございました。

差し支えなければ、下記へのご記入もお願い致します。

・お住まいの市町村(例:鳥取市) (市町村名:)

・年代(該当するものに○をお願いします)

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

・性別()

「鳥取県暴力団排除条例」の一部改正(案)の概要

※本改正案については、今後変更する場合があります。

1 改正の趣旨

本条例は、社会全体で暴力団を排除し、県民の安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日に施行され、官民一体となった暴力団排除活動を推進した結果、暴力団の資金源のはく奪や構成員の拡大阻止に一定の効果が認められました。

しかしながら、県内の主要な繁華街等では、事業者がいまだ暴力団と交際し、その関係の遮断が図れていない実態があるほか、暴力団が組織実態を隠蔽しながら活発に不法行為を行っている状況も認められます。

そこで、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、条例を改正して対応することとしました。

2 改正の内容

(1) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大

ア 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加します。

違反者には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

イ 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設します。

中止命令に違反した者は、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

(2) 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、その地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設します。

違反した場合は、暴力団員、特定営業者ともに罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されます。

なお、積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用します。

暴力団排除特別強化地域

鳥取市弥生町周辺地域



～鳥取市弥生町周辺地域～

鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域

米子市朝日町周辺地域



～米子市朝日町周辺地域～

米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた地域

米子市皆生温泉三丁目の一部地域



～米子市皆生温泉三丁目の一部地域～

米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた地域

■ 特定営業者

| 営業の種類 | 法令の種類 | 業務形態 |
|-----------|-----------------------|---|
| 風俗営業 | 風適法 第2条第1項 | キャバクラ、パチンコ店、 マーじゃん店、ゲームセン ター等 |
| 性風俗関連特殊営業 | 風適法 第2条第5項 | ソープランド、ファッション ヘルス、ラブホテル、デ リバリーヘルス等 |
| 特定遊興飲食店営業 | 風適法 第2条第11項 | ナイトクラブ、ダンスホー ル等 |
| 接客業務受託営業 | 風適法 第2条第13項 | コンパニオン派遣業等 |
| 飲食店営業 | 風適法 第2条第13項 第4号 | 居酒屋、レストラン、寿司 屋等 ※午前6時から午後10時ま での時間においてのみ営むもの を除く酒類提供飲食店営業 |
| 風俗案内業 | | 風俗案内所等 |
| 風俗情報業 | | 風俗情報誌等の発行やイン ターネットで風俗情報を閲 覧させる事業者 |

■ 禁止行為

| 暴力団員 | 特定営業者 |
|----------------------------|---------------------------|
| 用心棒の役務を提供すること | 用心棒の役務の提供を受ける こと |
| 用心棒料やみかじめ料の利益の 供与を受けること | 用心棒料やみかじめ料の利益 の供与をすること |

(3) 立入検査等を規定

公安委員会は、2(1)イに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設します。

この規定に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、罰則（20万円以下の罰金）が科されます。